

平成27年 No.17

全学共通利用スペース使用内規の一部を改正する内規

改正理由

施設整備委員会の設置（平成25年規程第18号）に伴い，所要の改正を行うものである。

全学共通利用スペース使用内規の一部を改正する内規を次のように制定する。

平成27年 5 月 21 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

全学共通利用スペース使用内規の一部を改正する内規

全学共通利用スペース使用内規（平成13年 8 月 9 日制定）の一部について，別紙
新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

全学共通利用スペース使用内規の一部改正について

改正理由：施設整備委員会の設置（平成25年規程第18号）に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （使用資格） 第2 共通スペースを使用することが出来る資格を有するものは、次の各号に該当するものとする。 (1) 修士・博士課程の学生を多く抱えている講座・分野・教室等 (2) 教育上の特別の理由がある講座・分野・教室等 (3) 学術的、先端的なプロジェクト研究及び共同研究等を行っている講座・分野・教室等又は行う予定の講座・分野・教室等 (4) 事前に予約して臨時的に使用を希望し、<u>施設整備委員会</u>（以下「委員会」という。）の了解を得た講座・分野・教室等。 (5) その他<u>委員会</u>が認めた講座・分野・教室等（特任教員を含む。） （使用の申し込み） 第3 共通スペースの使用を希望する使用者等の代表者は、使用申込書（別紙様式1）を<u>委員会</u>に提出する。 （使用の決定） 第4 使用申し込みがあった使用者等の中から、使用内規第2の規定に基づき適当と認められる使用者等を選定し、<u>委員会</u>にて協議し学長が決定する。 （使用の取り消し） 第5 次の各号に該当した使用者等の使用は、<u>委員会</u>にて協議し、学長がこれを取り消すことができる。 (1) 内規及び申合せ並びに使用許可条件に違反した使用者等 (2) その他全学において、管理運営上特別に必要が生じた場合 〔省略〕 （使用上の義務） 第9 使用者等は、施設及び設備等を常に適切な管理のもとに、注意を持って使用しなければならない。 2 前項に違反した当該使用者等は、原状に回復し、又は当該損害の額に相当する額を弁償しなければならない。 3 許可された目的以外の用途に使用してはならない。	〔省略〕 （使用資格） 第2 共通スペースを使用することが出来る資格を有するものは、次の各号に該当するものとする。 (1) 修士・博士課程の学生を多く抱えている講座・分野・教室等 (2) 教育上の特別の理由がある講座・分野・教室等 (3) 学術的、先端的なプロジェクト研究及び共同研究等を行っている講座・分野・教室等又は行う予定の講座・分野・教室等 (4) 事前に予約して臨時的に使用を希望し、<u>部局長会</u>の了解を得た講座・分野・教室等。 (5) その他<u>部局長会</u>が認めた講座・分野・教室等（特任教員を含む。） （使用の申し込み） 第3 共通スペースの使用を希望する使用者等の代表者は、使用申込書（別紙様式1）を<u>部局長会</u>に提出する。 （使用の決定） 第4 使用申し込みがあった使用者等の中から、使用内規第2の規定に基づき適当と認められる使用者等を選定し、<u>部局長会</u>にて協議し学長が決定する。 （使用の取り消し） 第5 次の各号に該当した使用者等の使用は、<u>部局長会</u>にて協議し、学長がこれを取り消すことができる。 (1) 内規及び申合せ並びに使用許可条件に違反した使用者等 (2) その他全学において、管理運営上特別に必要が生じた場合 〔省略〕 （使用上の義務） 第9 使用者等は、施設及び設備等を常に適切な管理のもとに、注意を持って使用しなければならない。 2 前項に違反した当該使用者等は、原状に回復し、又は当該損害の額に相当する額を弁償しなければならない。 3 許可された目的以外の用途に使用してはならない。

4 教育研究等の遂行上、やむを得ず施設に大幅な変更を加える場合は、図面などを添付し、事前に<u>委員会</u>の承認を得ることとする。また、これらの変更に係る経費は当該使用者等の負担とする。 (雑則) 第10 この使用内規の定めるもののほか、運用に関し必要な事項は、<u>委員会</u>にて協議し学長が決定する。 <u>附 則</u> この内規は、平成27年5月21日から施行し、平成25年4月18日から適用する。 別紙様式1 平成 年 月 日 全学共通利用スペース使用申込書 <u>施設整備委員会 委員長</u> 殿 全学共通利用スペースの使用にあたって下記の使用許可条件及び規則等を遵守し、申込みいたします。 〔省略〕	4 教育研究等の遂行上、やむを得ず施設に大幅な変更を加える場合は、図面などを添付し、事前に<u>部局長会</u>の承認を得ることとする。また、これらの変更に係る経費は当該使用者等の負担とする。 (雑則) 第10 この使用内規の定めるもののほか、運用に関し必要な事項は、<u>部局長会</u>にて協議し学長が決定する。 別紙様式1 平成 年 月 日 全学共通利用スペース使用申込書 <u>部局長会 議長</u> 殿 全学共通利用スペースの使用にあたって下記の使用許可条件及び規則等を遵守し、申込みいたします。 〔省略〕
--	--